

令和3年9月10日

保護者の皆様

南城市新型インフルエンザ等対策本部
本部長 瑞慶覧 長敏
(公印省略)

緊急事態宣言延長に伴う登所自粛要請の延長について (依頼)

平素より本市の保育行政へご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、この度、緊急事態宣言の延長が決定されたことにもない、下記のとおり登園自粛要請の期間を変更いたします。保護者の皆様におかれましては、緊急事態宣言の趣旨をご理解いただき、家庭保育へのご協力をお願い申し上げます。

記

1. 登園自粛要請期間

令和3年8月10日(火)から令和3年9月12日(日)まで



令和3年8月10日(火)から令和3年9月30日(木)まで

※保護者が医療従事者や社会生活を維持するために就業を継続することが必要な場合や家庭での保育が困難な場合の児童の受け入れを優先させていただきます。

2. 利用方法

利用される方は、すみやかに「緊急事態宣言発令中の保育必要申出書」を在園する施設へ提出してください。

3. 保育料

日割り計算による減免措置をおこないます。

※上記対応については、新型コロナウイルスの感染状況等により変更となる場合がありますのでご了承ください。

子育て支援課：098-917-5343